

農業用廃プラスチック類の適正処理について

1 適正処理について

ハウスや田畑等で使用したフィルムなどの農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下『廃棄法』）により、排出事業者（農家）の自らの責任において処理することが義務づけられています。

また、ダイオキシン対策の強化などから自家焼却（野焼き）や自家所有地への埋立処分は『廃棄法』により禁止されています。

2 処理方法

資源として有効利用される再生工場での再生処理を基本とします。

なお、埋立処分場での処理は、平成 17 年 4 月から産業廃棄物税が適用されました。

廃缶についても再生処理を基本とします。

3 産業廃棄物を運搬する車両の表示および書面の備え付け（携帯）について

平成 17 年 4 月 1 日より、産業廃棄物を排出事業者（農家）が車両で運搬する場合、車両への表示および書面等の備え付けが必要になりました。

4 再生処理のための回収日程および処理料金（平成 18 年度）

回収日	回収品目	回収場所	回収時間
6 月 20 日(火)	廃プラスチック類	農協野菜選果場	午前 9 時から 午後 3 時まで
8 月 22 日(火)	廃プラスチック類・廃缶		
10 月 10 日(火)	廃プラスチック類		
12 月 5 日(火)	廃プラスチック類		
3 月 6 日(火)	廃プラスチック類・廃缶		

※日程は予定であり、気象等で変更になる場合があります。

品 目		H 17 処理料金	H 18 処理料金	増減
廃プラスチック	塩化ビニール	12 円/Kg	7 円/Kg	△ 5 円
	農ポリ系フィルム	26 円/Kg	17 円/Kg	△ 9 円
廃 缶	テロン缶等	40 円/缶	40 円/缶	
	カヤヒューム缶	4 円/缶	5 円/缶	1 円

※料金は税込みです。

5. 産業廃棄物を自ら埋立処分場で処理する場合

※基本的に再生利用を促進するため、マニフェストの交付は行いません。（各自の責任で準備してください）

【問い合わせ先】 大崎町役場 農林振興課 営農推進室 TEL 476 - 1111（内線 151）
J A おお鹿児島 大崎支所 営農センター TEL 476 - 2116